



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正

（総 務 課） 2

島根県公文書管理規程の一部改正

（ ” ” ） 3

訓 令

島根県訓令第4号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1知事印の項中「第12号、第15号、第21号及び第25号」を「第11号、第14号、第20号及び第24号」に改め、同表本庁監、課長又はセンター長印の項中「、課長」を「、課（室）長」に、「統括政策企画監」を「政策企画監」に、

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">島 根 県</p> <p style="text-align: center;">〇 〇 部 （ 局 ）</p> <p style="text-align: center;">〇 〇 課 長 印</p> </div>	20ミリメートル 平方	各課長（審査指導課にあつては、会計課長）	を
--	----------------	----------------------	---

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">島 根 県</p> <p style="text-align: center;">〇 〇 部 （ 局 ）</p> <p style="text-align: center;">〇〇課（室）長印</p> </div>	20ミリメートル 平方	各課（室）長（審査指導課にあつては、会計課長）	に改める。
---	----------------	-------------------------	-------

」

別表第3中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、同表に次の4号を加える。

- 36 島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）に基づく家賃通知書、収入超過者認定通知兼家賃通知書、高額所得者認定通知兼家賃通知書及び収入認定通知書（再認定）
- 37 県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱（昭和59年8月8日付け建発第425号）に基づく督促状及び催告状
- 38 県営住宅入居者駐車場使用料滞納整理事務処理要綱（平成18年2月13日付け建第2433号）に基づく督促状及び催告状
- 39 島根県営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱（平成5年3月3日付け建発第321号）に基づく県営住宅家賃減免承認通知書

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

島根県訓令第5号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2の1の表中

「

秘書課	秘
広聴広報課	広
統計調査課	統

を

」

「

秘書課	秘
統計調査課	統

に、

」

「

	総務事務センター	総C
--	----------	----

」

を

「

	総務事務センター	総C
広報部	広報室	広
	県民対話室	県対

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。